R8.11.1作成

つくば市からのお知らせ



不妊治療助成のご案内

2026年4月1日以降に終了した治療分より、不妊治療における経済的負担を軽減するため助成を実施します。
対象となる治療や登録医療機関の情報等、詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

対象者・助成内容について

■対象者

次の全ての要件に該当している方が対象です。

1 婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）であること
2 夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が、治療開始日から申請日現在まで市内に継続して住民登録をしていること
3 治療終了日が令和8年（2026年）4月1日以降であること
4 治療開始日において妻の年齢が43歳未満であること
5 夫婦双方に市税の滞納が無いこと
※夫妻のいずれか一方が市民でない場合は、市民である方の市税の滞納が無いこと
6 助成金を受けようとする不妊症治療について、他の自治体から助成を受けていないこと

■助成の対象となる治療

治療	治療内容 （すべての条件を満たすこと）	助成額 （1回の治療につき）	助成回数
保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した先進医療	①先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関で実施された先進医療 ②保険適用となる生殖補助医療と併用して実施した先進医療	上限4万円まで	初回治療の開始時の妻の年齢が、40歳未満であるとき ＝通算6回 40歳以上43歳未満であるとき ＝通算3回まで ※医師の判断に基づき胚移植を行わずにやむを得ず治療を中止した場合は、この回数によらずに助成対象となります。
保険適用外の生殖補助医療 （2026年11月1日より開始）	①保険医療機関として承認された医療機関で実施した生殖補助医療 ②初回治療開始時の女性の年齢が40歳～43歳未満で、保険適用の上限である3回の治療終了後、女性の年齢が43歳未満で4回目以降に自費で実施する生殖補助医療	上限10万円まで	通算2回まで ※医師の判断に基づき、胚移植を行わずにやむを得ず治療を中止した場合でも、1カウントとします。

その他助成の詳細については、申請前に必ず市ホームページをご確認ください。

申請方法については裏面をご覧ください ▶▶▶

問合せ
つくば市こども未来センター（健康増進課）母子保健係　☎029-883-1111（代表）
〒305-8555つくば市研究学園一丁目1番地1　受付時間：平日午前8時45分～午後4時30分まで
※書類提出時などに合理的配慮の提供が必要な方は、お問い合わせください。

申請方法について

■必要書類

1 **不妊治療費助成金交付申請書兼請求書**

2 **不妊治療受診等証明書**（医療機関が作成）

3 **不妊治療に係る医療機関発行の領収書及び明細書の写し**
※助成を受ける治療の費用の領収書及び明細書の写しすべて

4 **婚姻している夫婦であること及び住所を証明するもの**
※発行から3か月以内のもの。
※夫婦ともつくば市に住民票がある場合は、つくば市備付けの戸籍、住民基本台帳の照会に関する同意（「つくば市不妊症治療費助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に記載）をすることで、提出を省略できます。
※夫婦の一方が市外にお住まいの場合は、必要書類が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

5 **市税に滞納がないことの証明**
※申請月のもの。ご夫婦各一部必要。市役所納税課・各窓口センターで発行できます。
※納税状況の照会に関する同意（「つくば市不妊症治療費助成金交付申請書兼請求書」の同意欄に記載）をすることで、提出を省略できます。

6 **印鑑**

7 **振込み先口座情報が確認できるものの写し**（キャッシュカード、通帳等）

■申請受付期間

2026年4月1日から2027年2月末日まで

2027年3月以降に終了した治療については、2027年4月以降に申請してください。

■申請期限

治療終了日から1年以内

■申請場所

つくば市役所2階こども未来センター（健康増進課）窓口に提出してください。

※原則、窓口での申請のみとなります。やむを得ず郵送での申請をご希望の場合は、こども未来センターまで問合せの上、「必要書類、申請者本人様の身分証の写し」を簡易書留等の送達過程が記録される方法で郵送してください。

